

令和8年度 船橋市環境衛生監視指導計画

第1【基本方針】

船橋市環境衛生監視指導計画策定等要綱に基づき、生活衛生関係営業施設等に対する立入検査等について、令和8年度船橋市環境衛生監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、重点取組事項や立入検査・調査頻度等（以下「立入検査等」という。）を定める。この計画により、市民及び市を訪れる人々の安心・安全な生活を確保し、健康被害を未然に防ぐための取り組みを推進する。

第2【重点取組事項】

1. 入浴設備を有する施設のレジオネラ症防止対策
 - (1) レジオネラ属菌検査の徹底
 - (2) レジオネラ症に関する知識の普及と啓発
2. 美容所・理容所における健康被害の防止
 - (1) 美容所及び理容所における器機等の消毒管理の徹底
 - (2) まつ毛エクステンション等による健康被害の防止
 - (3) 美容所等におけるアートメイク施術に係る啓発
 - (4) その他（施設の区画や従業員の業務従事状況の確認、美容師法・理容師法違反のおそれがある情報等を探知した場合の対応）
3. 営業者等による自主衛生管理の推進
 - ・営業者の自主管理体制の強化
 - ・改正旅館業法の周知
4. サウナ設備を有する公衆浴場・旅館業に対する安全対策の徹底
 - ・非常ベルの作動状況等の確認の徹底
5. ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）に係る水質検査実施等の徹底
6. 「旅館業と周辺地域との生活環境との調和を図るために必要な事項に関する要綱」で規定した「営業者の責務」の内容の実施状況の確認等

第3 【監視指導】

監視対象	監視方法
理容所・美容所・クリーニング所	立入検査（3年に1回以上） ※クリーニング所（取次所）については、必要に応じて立入検査を実施する。
興行場	立入検査（3年に1回以上）
特定建築物	立入検査（6年に1回以上） ※報告書の内容等により立入検査の監視頻度を調整する。 報告書の徴収（毎年）
旅館業・公衆浴場・温泉・遊泳用プール	立入検査（1年に1回以上）
動物の飼養・収容施設	立入検査（1年に1回以上） ※動物取扱業の登録を得た施設については、必要に応じて立入検査を実施する。
専用水道・小規模専用水道	立入検査（1年に1回以上）
簡易専用水道・小規模簡易専用水道 (許可・届出施設の付帯設備があるもの)	立入検査（付帯している上記施設の立入検査と同時に実施）
家庭用品	試買調査（夏季・冬季）

※過去の監視結果等により衛生管理の状況が適切であると確認された施設に対しては、立入検査の頻度の調整を行う。一方で、重点的に監視指導が必要と判断される施設については、監視回数の上限を設けず、必要に応じて適切な回数で実施する。

■ 立入検査

- ・ 環境衛生監視員が対象施設に立ち入り、施設の管理状況などを確認する。
- ・ 営業施設の衛生的な環境を確保するために、各種測定及び検体を採取して検査を行う。
- ・ DX（デジタルトランスフォーメーション）の積極的な導入により、監視業務の効率化と精度向上を推進する。

■ 試買調査（家庭用品）

- ・ 家庭用品衛生監視員が市内販売店にて検体を購入し、委託検査機関にて検査する。
- ・ 基準に適合しない場合は、製造、販売業者等に回収や販売中止の指導を行う。

第4 【生活衛生に関する情報提供及び普及啓発】

生活衛生に関する情報（法令・通知に関する情報を含む）

- 船橋市ホームページにて公開（※下記コード）
- パンフレット等配布（立入検査時、船橋市保健所窓口）
- 関係施設あての直接配信（メール、郵送、FAX）
- 生活衛生同業組合へ通知文を送付

講習会

- 理容師向け衛生講習会（令和8年10月実施予定※美容師向けと隔年開催）
- レジオネラ症防止対策衛生講習会（令和9年2月実施予定）
- その他必要に応じて臨時の講習会を実施

第5 【感染症等健康被害発生時の対応】

- 1 原因究明
- 2 被害拡大及び再発の防止
- 3 健康被害状況についての公表



船橋市ホームページ
(生活衛生)